

公売公告兼見積価額の公告別紙

(公売の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

売却区分番号	R7-2	見積価額	2, 4 9 3, 5 9 9円		
		公売保証金	2 5 0, 0 0 0円		
不動産の表示			4	所在地番地目地積	大仙市四ツ屋字下嘉町 3 3 7 番 1 田 2, 8 9 6㎡
1	所在地番地目地積	大仙市四ツ屋字下嘉町 3 1 9 田 4, 4 9 6㎡	5	所在地番地目地積	大仙市四ツ屋字下嘉町 3 3 7 番 2 田 5 9㎡
2	所在地番地目地積	大仙市四ツ屋字下嘉町 3 2 0 番 1 田 2, 0 8 6㎡			
3	所在地番地目地積	大仙市四ツ屋字下嘉町 3 2 0 番 2 田 4 4 8㎡			
				計	9, 9 8 5㎡
不動産の概要					
1 公法上の規制等に関する事項					
・都市計画用途区域外					
・農業振興地域内					
2 対象物件名の状況に関する事項					
・地盤・地勢 平成18年に土地改良事業を受けています。					
3 対象物件の利用状況					
・水田耕作地です。					
・公売時点では賃借権等を有する第三者が存在するため、公売の対象は底地のみです。					
4 物件に関するその他の事項					
・国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法で公売を行います。					
・公売財産については、あらかじめその現況及び関係公図等を確認してください。					
・公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（大仙市）は担保責任を負いません。					
・賃借権等が存在するため、公売対象は底地のみであり、現時点で耕作されている農作物については対象になりません。					
・執行機関（大仙市）は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。					
・土地の境界については隣地所有者と、接面道路(市道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。					
・土壌に関する専門的な調査は行っていません。					
その他事項		・公売の決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。			
		・農地公売であるため、入札にあたり農地法第3条の買受適格証明の申請が必要になります。			
		・入札の詳しい手順は、「令和7年度差押物件に係る公売の実施案内(第1回・農地)」を参照してください。			
		・所有者は公売に同意済です。			

3

所在地

大仙市四ツ屋字下嘉町

320番2

地番

田

地目

448㎡

地積

売却区分番号

R7-2

[所在図]

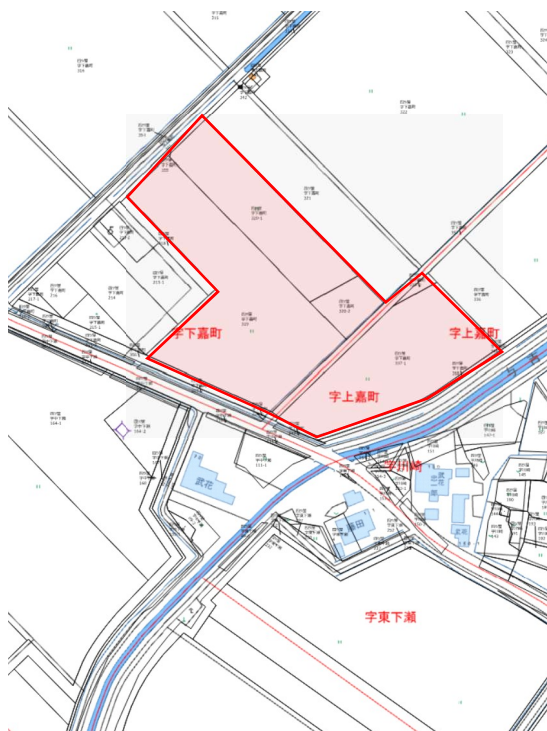


国土地理院電子国土 Web より

物件位置



[見取図]



国土地理院電子国土 Web より

※図は物件のおおよその位置を説明するものであり、正確なものではありません。